

防衛装備庁公示第141号  
令和5年1月25日

「新型FFMに係る企画提案契約」の参加希望者募集要領

「新型FFMに係る企画提案契約」の参加を希望する者は、下記に基づき応募して下さい。

分任支出負担行為担当官  
防衛装備庁調達事業部  
総括装備調達官  
松浦正裕

記

1 装備品等の品名及び仕様書等

品名：「新型FFMに係る企画提案契約」  
数量：一式  
仕様書番号：  
納期：令和5年8月31日（木）

2 本件募集に基づく契約の概要

本件募集に基づく契約は、防衛力整備計画について（令和4年12月16日国家安全保障会議及び閣議決定）において、増勢することとされた省人化した護衛艦であり、令和6年度以降に建造契約を締結することを想定した艦艇（以下、「新型FFM」という。）について、防衛省が示す要求事項（高度な艦艇設計・建造、搭載装備品などに係る関連企業の管理能力、設計から維持整備までの一元管理能力、建造経費）を満足する最適な艦とするための企画提案を作成し提出を求めるものである。

本件募集に基づく調達は次項以降の資格・条件等を満たす者の中から新型FFM第1番艦の設計・建造能力を示す建造能力審査資料を募り、事前に作成された審査基準に基づき新型FFMの設計・建造能力の有無を審査し、防衛省が新型FFMの設計・建造能力を有すると判断した者を企画提案の随意契約の相手方とするものとする。

契約の相手方は、防衛省が示す企画提案要求書の内容を満たした新型FFMの企画提案書を提出するものとする。

なお、防衛省は、企画提案書の受領後に実施する審査において最高評価を得た者を、今後、防衛省が予定している基本設計に係る基礎資料の作成、新型FFM第1番艦の建造及び同艦の引渡予定年度までの間に予定している新型FFMの建造の調達の相手方とする予定である。

### 3 公募に参加できる者の必要な資格

公募に参加できる者は、次に掲げる事項の全てに該当する者とする。

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和04・05・06年度防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の製造」のA等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 防衛装備庁の入札及び契約心得及び新型FFMに係る企画提案契約特別条項を熟知の上、契約を締結することが可能であること。
- (4) 大臣官房衛生監、防衛政策局長又は防衛装備庁長官から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 秘密の保全に関する防衛装備庁の確認を得た(予定を含む)規則を有する者又は社内規定等により秘密保全管理体制が整備されている者であること。

### 4 公募に応募できる者の必要な前提条件

公募に応募できる者は、次に掲げる事項の全てに該当する者とする。

- (1) 新型FFMの建造を行うために必要な次の設備を日本国内に有し、かつ、それらを使用すること(予定を含む。)
  - ア 船台(船台を使用せずに建造できる場合を除く。)、ソーナーピット付きドック、クレーン
  - イ ぎ装岸壁(大容量電力、特定周波数電源等の設備を含む。)
  - ウ 関係工場(船殻、機関、電気、武器等)
  - エ 資材倉庫(官給品保管庫を含む。)
  - オ 秘密の保全に関する規則により秘密に属する文書、図画及び物件を保管でき、防衛装備庁の確認を得ている(予定を含む。)設備を有すること。
- (2) 新型FFMの建造に必要な次の要件に合致する技術者を所要数従事させることができること。
  - ア 管理：安全、工程、品質、重量、保全等に関する管理能力を有していること。
  - イ 設計：防衛省船舶設計基準、自衛艦工作基準、防衛省規格等に精通し、搭載装備品(武装を含む。)の運用について、十分理解した上で詳細設計ができること。
  - ウ 工作：自衛艦工作基準に基づき工作できること。
- (3) 新型FFMの建造を行う事業所において、他の護衛艦、商船等と連続・同時期に建造する場合、必要な人的、物理的資源を有していること。
- (4) 今後、防衛省が予定している基本設計に係る基礎資料作成、新型FFM第1番艦の建造及び同艦の引渡予定年度までの間に予定している新型FFMの建造の調達について、防衛省が企画提案書の受領後に行う審査において最高評価を得た企画提案書の提出者を調達の相手方とする予定であることを

了解すること。

- (5) 防衛省が企画提案書の受領後に行う審査において最高評価を得た企画提案書の提出者は、今後、防衛省が予定している基本設計に係る基礎資料作成の調達において、主契約者として、当該審査において第2番目の評価を得た者を下請負者として、第2番目の評価を得た者が、後の建造に向けて十分な情報共有ができる形で基本設計に係る基礎資料作成の調達に参画させることを了解すること。
- (6) 防衛省が企画提案書の受領後に行う審査において第2番目の評価を得た企画提案書の提出者は、今後、防衛省が予定している基本設計に係る基礎資料作成の調達において、当該審査において最高評価を得た者の下請負者として、後の建造に向けて十分な情報共有ができる形で基本設計に係る基礎資料作成の調達に参画することを了解すること。
- (7) 防衛省が企画提案書の受領後に行う審査において最高評価を得た企画提案書の提出者は、今後、防衛省が予定している新型FFMの第1番艦の建造契約の締結年度を1年目とし、第1番艦の引渡予定年度を5年目とする予算年度5か年の間に建造を開始する艦のうち、1年目及び5年目にあたる年度に建造を開始する艦のうち各年度1隻ずつ並びに2年目から4年目までの間に建造開始隻数が2隻を超える年度に建造を開始する艦のうち各年度1隻ずつの建造の調達において、主契約者として、当該審査において第2番目の評価を得た者に下請負者として、第2番目の評価を得た者の日本国内の建造設備において、第2番目の評価を得た者が主体となって実施する生産設計に基づき建造を実施させることを了解すること。ただし、第1番艦の引渡予定年度までに調達する新型FFMの建造契約を締結する隻数が1隻のみとなる年度の調達においては、下請負者として建造を実施させることを要しないものとする。
- (8) 防衛省が企画提案書の受領後に行う審査において第2番目の評価を得た企画提案書の提出者は、今後、防衛省が予定している新型FFMの第1番艦の建造契約の締結年度を1年目とし、第1番艦の引渡予定年度を5年目とする予算年度5か年の間に建造を開始する艦のうち、1年目及び5年目にあたる年度に建造を開始する艦のうち各年度1隻ずつ並びに2年目から4年目までの間に建造開始隻数が2隻を超える年度に建造を開始する艦のうち各年度1隻ずつの建造の調達において、当該評価において最高評価を得た者の下請負者として、第2番目の評価を得た者の日本国内の建造設備において、第2番目の評価を得た者が主体となって実施する生産設計に基づき建造を実施することを了解すること。ただし、第1番艦の引渡予定年度までに調達する新型FFMの建造契約を締結する隻数が1隻のみとなる年度の調達においては、下請負者として建造を実施させることを要しないものとする。
- (9) 企画提案書に記載した内容は、今後、防衛省が予定している基本設計に係る基礎資料の作成、新型FFMの建造の調達において、仕様書の一部となることに了解すること。ただし、基本設計に係る基礎資料の作成、新艦艇の建造の調達において防衛省側から変更の指示があった場合はこの限りではない。

(10) 本件募集に基づく契約及び今後、防衛省が予定している新型 F F Mに係る第 1 番艦の引渡予定年度までの間に行われる調達に係る相手方の選定について、談合行為を決して行わないこと。

(11) 前 7 項に記載した前提条件について、誓約書を提出すること。

## 5 企画提案の応募方法

(1) 本企画提案に参加を希望する者は、別記様式 1 に示す「新型 F F Mに係る企画提案」の参加希望申請書を提出するものとする。

(2) 建造能力審査資料は建造能力審査資料の作成要領に基づき作成し、15部（PDF形式による電子データでの提出も可能とする。）を添付するものとする。

(3) 「新型 F F Mに係る調達に関する誓約書」の様式は別記様式 2 とし、1部を添付するものとする。

(4) 「新型 F F Mに係る企画提案」の参加希望申請書は、下記のとおり提出先まで持参又は郵送するものとする。

ア 作成基準日 令和 5 年 1 月 2 5 日（水）（公示日）

イ 提出期限 令和 5 年 2 月 2 7 日（月）

ウ 提出先 〒 162-8870 東京都新宿区市谷本村 5 - 1

防衛装備庁調達事業部艦船調達官付調達第 3 班

(5) 持参の場合の提出時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 1 0 時から午後 5 時までとする。ただし、正午から午後 1 時までの間を除く。

## 6 建造能力審査資料作成要領の交付期間、交付場所及び交付方法

(1) 期間：令和 5 年 1 月 2 5 日（水）から令和 5 年 2 月 2 0 日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 1 0 時から午後 5 時まで。

ただし、正午から午後 1 時までの間を除く。

(2) 場所：5 の（4）ウに同じ。

(3) 方法：手渡し

## 7 建造能力審査資料の提出に当たっての留意事項

(1) 建造能力審査資料に虚偽の記載をした者は、本調達等に参加させないとともに、他の艦艇に係る競争等にも参加させないことがある。

(2) 建造能力審査資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(3) 提出された建造能力審査資料は、返却しない。

(4) 提出された建造能力審査資料は、提出者に無断で他の目的で使用しない。

(5) 原則として提出期限以降における建造能力審査資料の差替え及び再提出は認めない。ただし、審査を行う必要性から追加資料を求めることがある。

(6) 建造能力審査資料に図面等を添付する場合は、仕様書等で公開されているものを除き、自社製作図面以外の図面は使用しないこと。

また、自社製作図面以外の図面を使用する場合は、事前に著作権等の必要な諸手続を済ませておくとともに、出図元を明記すること。

(7) 建造能力審査資料作成要領に疑義がある場合には 5（4）ウ 提出先に申し出るものとする。

## 8 建造能力審査資料の審査等

提出されたそれぞれの建造能力審査資料により応募できる者の資格・条件へ

の適合性を検討し、新型 F F M の設計・建造能力の有無内容について審査する。

#### 9 審査結果の通知

- (1) 建造能力審査資料を提出した者に対し契約候補者の資格の有無について、審査した結果を通知する。
- (2) 審査結果の通知は手渡し又は郵送により行う。
- (3) 通知予定日 決定次第速やかに通知する。

#### 10 審査結果の疑義に対する処理

- (1) 審査結果に対し疑義がある場合は、以下により書面をもって説明を求めることができる。

ア 提出期限 審査結果の通知を受領した日の翌日から起算して5日以内  
(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日を含まない。以下同じ。)

イ 提出先 5(4)ウに同じ

- (2) 審査結果に対し疑義について説明を求められたときは、前号の最終日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に説明を求めた者に対し、書面により説明する。

#### 11 再苦情の申立て

- (1) 10(2)の説明に不服がある者は、審査結果に対し疑義に係る書面を手渡し又は郵送した日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、書面により再苦情の申立てを行うことができる。
- (2) (1)の申立てについては、建造能力審査会において審議を行う。
- (3) (1)の申立ての受付窓口及び受付時間  
ア 窓口 5(4)ウに同じ。  
イ 時間 土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの間を除く。
- (4) (1)の申立てに関する手続等を示した書類等の入手先 5(4)ウに同じ。
- (5) 再苦情の申立てをされたときは、(1)の最終日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に再苦情の申立てをした者に対し、書面により説明する。書面は、手渡し又は郵送するものとする。

#### 12 企画提案要求書の案に対する意見招請

令和5年1月下旬以降、防衛省から通知するものとする。

#### 13 応募者の義務等

- (1) 審査結果の通知を受け取った者は、必ず商議に参加し、合理的な金額を記載し提出しなければならない。
- (2) 契約相手方とならなかった応募者は、貸与した仕様書等の全てを返却しなければならない。
- (3) 応募者は、貸出した仕様書等の内容について、不必要に複写、第三者に開示・漏洩してはならない。

#### 14 その他の留意事項

本件募集に基づく契約及び今後、防衛省が予定している新型 F F M に係る基礎資料の作成は令和5年度、新型 F F M 第1番艦の建造及び同艦の引渡予定年

度までの間に予定している新型 F F M の建造の調達については、令和 6 年度以降の予算に基づく事業であるため、各年度以降の当該調達に係る予算が成立し、予算示達された場合に限る。

「新型 F F Mに係る企画提案契約」参加希望申請書

年 月 日

殿

所在地  
会社名  
代表者名  
担当者名  
連絡先

当社は、防衛装備庁公示第 号（令和 年 月 日）に基づく、下記の調達品等の品目について、受注態勢が整っておりますので、同公示の記載内容を承諾の上、指名されることを希望します。

記

品 目	数 量
「新型 F F Mに係る企画提案契約」	1 式

添付書類：建造能力審査資料

## 新型 F F Mに係る調達に関する誓約書

当社は、「新型 F F M」に係る企画提案に参加するに当たって、次の事項について誓約します。

- (1) 今後、防衛省が予定している基本設計に係る基礎資料作成、新型 F F M 第 1 番艦の建造及び同艦の引渡予定年度までの間に予定している新型 F F M の建造の調達について、防衛省が企画提案書の受領後に行う審査において最高評価を得た企画提案書の提出者を調達の相手方とする予定であることを了解します。
- (2) 防衛省が企画提案書の受領後に行う審査において最高評価を得た企画提案書の提出者は、今後、防衛省が予定している基本設計に係る基礎資料作成の調達において、主契約者として、当該審査において第 2 番目の評価を得た者を下請負者として、第 2 番目の評価を得た者が、後の建造に向けて十分な情報共有ができる形で基本設計に係る基礎資料作成の調達に参画させることを了解します。
- (3) 防衛省が企画提案書の受領後に行う審査において第 2 番目の評価を得た企画提案書の提出者は、今後、防衛省が予定している基本設計に係る基礎資料作成の調達において、当該審査において最高評価を得た者の下請負者として、後の建造に向けて十分な情報共有ができる形で基本設計に係る基礎資料作成の調達に参画することを了解します。
- (4) 防衛省が企画提案書の受領後に行う審査において、最高評価を得た企画提案書の提出者は、今後、防衛省が予定している新型 F F M の第 1 番艦の建造契約の締結年度を 1 年目とし、第 1 番艦の引渡予定年度を 5 年目とする予算年度 5 か年の間に建造を開始する艦のうち、1 年目及び 5 年目にあたる年度に建造を開始する艦のうち各年度 1 隻ずつ並びに 2 年目から 4 年目までの間に建造開始隻数が 2 隻を超える年度に建造を開始する艦のうち各年度 1 隻ずつの建造の調達において、主契約者として、当該審査において第 2 番目の評価を得た者に下請負者として、第 2 番目の評価を得た者の日本国内の建造設備において、第 2 番目の評価を得た者が主体となって実施する生産設計に基づき建造を実施させることを了解します。ただし、第 1 番艦の引渡予定年度までに調達する新型 F F M の建造契約を締結する隻数が 1 隻のみとなる年度の調達においては、下請負者として建造を実施させることを要しないものとします。
- (5) 防衛省が企画提案書の受領後に行う審査において、第 2 番目の評価を得た企画提案書の提出者は、今後、防衛省が予定している新型 F F M の第 1 番艦の建造契約の締結年度を 1 年目とし、第 1 番艦の引渡予定年度を 5 年目とする予算年度 5 か年の間に建造を開始する艦のうち、1 年目及び 5 年目にあたる年度に建造を開始する艦のうち各年度 1 隻ずつ並びに 2 年目から 4 年目までの間に建造開始隻数が 2 隻を超える年度に建造を開始する艦のうち各年度 1 隻ずつの建造の調達において、当該評価において最高評価を得た者の下請負者として、第 2 番目の評価を得た者の日本国内の建造設備において、第 2 番目の評価を得た者が主体となって実施する生産設計に基づき建造を実施することを了解します。ただし、第 1 番艦の引渡予定年度までに調達する新型 F F M の建造契約を締結する隻数が 1 隻のみとなる年度の調達においては、下請負者として建造を実施させることを要しないものとします。
- (6) 第 2 号から第 5 号までの規定にかかわらず、受領検査に合格した場合であっても、防衛省が企画提案書の受領後に行う審査において、実現不可能と判断された場合、又は防衛省が要求している必須要求事項に満たなかった場合は、下請負者として選定しない場合があることを了解します。
- (7) 企画提案書に記載した内容は、今後、防衛省が予定している基本設計に係る基礎資料作成、新型 F F



Mの建造の調達において、仕様書の一部となることに了解すること。ただし、基本設計に係る基礎資料の作成、新型F F Mの建造の調達において防衛省側から変更の指示があった場合はこの限りではないことを了解します。

- (8) 本件募集に基づく契約及び今後、防衛省が予定している新型F F Mに係る第1番艦の引渡予定年度までの間に行われる調達に係る相手方の選定について、談合行為を決して行いません。

なお、本誓約書は、契約書の一部となることにも了解します。

年 月 日

分任支出負担行為担当官

防衛装備庁調達事業部

総括装備調達官 松 浦 正 裕 殿

所在地

会社名

代表者名

担当者名

連絡先